

資料 - 2 第11回河川保全利用委員会審議事項の整理表

審議事項	第11回河川保全利用委員会(H18.10.3)審議内容 (決定した事項並びに継続して検討する事項)	第11回から第12回までの検討結果	第12回河川保全利用委員会 審議内容	参考 (資料名)
1) 委員委嘱の継続 について	琵琶湖河川からのお願い ・委員の委嘱期間は、平成16年11月7日から平成18年11月6日までである。 引き続き委員の就任を依頼したい。	・委員8名に引き続き委員会の委嘱手続きをする。委嘱期間は2年とした。	-	-
2) 第10回委員会と 意見交換会の整理 事項	<p>前回の委員会開催日(8月31日)は、参加委員が少ない関係で「意見交換会」として開催した。審議をしたが承認をしてない。このため、意見交換会の内容を振り返りながら各項目を審議・承認を行った。</p> <p>対話集会(6月24日)の開催報告 「対話集会の形式が良かったのか」「意見の歩み寄りがあったのか」「開催は1回だけか」などに関して、チラシ、ホームページで呼びかけて29名の参加者となった。参加者間の意見対立なかったが、貴重な意見をいただいた。開催予定は1回で今後の予定はしていない。との報告があった。</p> <p>意見交換会(8月31日)の守山市の追加説明概要と委員の質疑・意見概要を説明</p> <p>意見交換会(8月31日)で議論した「審査意見の集約方法」を説明</p> <p>傍聴者(1名)の発言概要の報告</p>	-	-	-
3) 守山市審査案件 の審査の実施 ・質問・意見・要望	守山市から占用施設の追加説明をうけて審査を実施  野洲川の歴史を考えた配慮しながら、河川敷の代替性を考えてほしい。 「河川でないといけないこと」の考えは変化してきている。すぐに代替できないものは、将来の姿の検討を願いたい。 基本計画が変わらない限り踏み出せない考えではなく、何をしたいかを考えて欲しい。 河川管理基本計画を見直すことは考えているのか。 河川保全利用委員会の法的根拠はあるのか。 20年前の法の枠組みで申請をする話では、この委員会は不要ではないか。 野洲川の利用をさらによくする環境を重視した取り組みがあるのでは。 野洲川は、歴史・文化がある。改修計画に自然を増やすことを入れはどうか。 自然環境は人が手を加えながら保全することが大事である。	<p>占用案件毎に審査表の審査結果を整理 委員会の審査結果を整理 占用案件毎の意見書(調整原案)を作成し委員意見を反映 意見書(原案)作成</p>	<p>意見書(案)の審議 ・小浜河川公園 ・川田河川公園 ・改修記念公園</p>	<p>第12回委員会 資料 - 4 - 1 資料 - 4 - 2 資料 - 4 - 3</p>
4) 委員意見の集約 方法について	<p>作業部会を設けて最終案を第12回委員会に提出</p> <p>・委員から審査表に記入したコメントを集約する。 ・審査表の記入個所は委員の意見がある個所を記入して提出する。 ・委員意見は、委員長・副委員長が中心でまとめる。まとめた資料は、再度、委員に意見をいただく。 ・意見を反映し、意見書(調整原案)を作成し、再度、委員に意見をいただく。 ・本日の欠席者には、メール等でコメント依頼の連絡をする。</p>	<p>委員に審査関係の依頼実施 ・審査表の審査項目コメントの提出 ・審査表の集約内容の意見 ・意見書(調整原案)の意見</p>	調整作業会の報告と確認	<p>第12回委員会 資料 - 3 - 1 資料 - 3 - 2</p>
5) 委員会の今後の スケジュール	<p>調整作業会の開催 次回委員会までに、委員意見集約のための調整作業会を開催する。 ・第1回調整作業会…審査表意見の取りまとめ ・第2回調整作業会…意見書(原案)の作成</p>	<p>・第1回調整作業会(10月24日開催) ・第2回調整作業会(11月24日開催)</p>	<p>今後の委員会運営内容を審議 ・今後の新規案件 ・基本理念の検討 ・ガイドラインの助言</p>	<p>第12回委員会 資料 - 5 - 1 資料 - 5 - 2</p>

## 作業会概要

占用施設案件(小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園)について、委員から提出されたコメントの集約を目的に調整作業会を開催した。事前に委員4名から提出いただいた審査コメントを確認しながら、審査細目ごとに意見の整理集約を行った。また、委員長、副委員長から意見書調整原案に盛り込む基本的考え方を示していただき、調整原案作成の基本的な考え方を議論・確認した。さらに調整作業会の開催日と委員へのコメント返信の時間的なスケジュールを確認した。

開催日時 : 平成18年10月24日(火) 9:00 ~ 11:55  
 場所 : ピアザ淡海(滋賀県立 県民交流センター)201会議室  
 参加委員 : 竺 文彦 委員長、寺川 庄蔵 副委員長  
 河川管理者 : 吉村 副所長、北川 占用調整課長、村田 占用調整係長  
 事務局 : (株)エース 土田 明、内田 淳介、奥村 真、島村 泰弘

## 作業会内容

### 1. 河川管理者からの連絡事項

#### (1) 委員委嘱について

川崎委員、柴田委員より委員辞退の願いがあり、諸事情により平成18年11月6日の任期終了時点で退任する。委員募集には時間が必要であり、新しい人選を行わず、2名減の8名で委員委嘱手続きを行う。

### 2. 審査コメント集約表の作成

#### (1) 審査コメント集約表の整理・検討

委員4名から寄せられた審査コメントを事務局で一覧表の形で整理した資料を使用。  
 小浜河川公園、川田河川公園、改修記念公園の順に整理表の審査細目ごとに議論を行い記載コメントを整理。  
 整理結果は、別紙1「審査コメント集約表(小浜河川公園)」別紙2「審査コメント集約表(改修記念公園)」別紙3「審査コメント集約表(改修記念公園)」となった。  
 今回まとめた審査コメント集約表は、一般公開せず、委員会内の資料とすることを確認。  
 事務局案の審査コメント集約表の『条件』、『要望事項』の整理区分欄は決める必要はないものとした。

#### (2) 審査コメント集約表の委員への送付

審査コメント集約表を各委員に送付して、意見の提出を依頼する。  
 提出された意見を事務局で整理して第2回調整作業会資料とする。

### 3. 意見書(調整原案)に盛り込む内容の方向性の確認

#### (1) 「小浜河川公園」および「川田河川公園」の議論・確認

地域や使用者の要望は強いが河川の生態系を含めた利用面を考え、基本的には縮小かやめていく方向である。  
 利用している人は必要であるので、代替を探していく。利用目的合う個所を堤内地で確保する。  
 どうしても必要なら、市の方で提供することで、縮小する。  
 今回の占用許可については認めるが、許可期間を2年程度としたい。この期間で守山市に代替地の必要性を認識してもらい堤内地に代替地を確保してもらうように働きかけることが前提である。  
 地域住民の協力があって放水路が完成したので、守山市へ丸投げではなく、河川管理者も責任を持ち協力する。  
 対話集会で環境面のうまい提案を考えてもらうことを盛り込む。  
 【小浜】ワンドの構造に変更、観察、【川田】ワンド的なものより積極的な利用を占有者に考えてもらい占用を継続することを意見に盛り込む。  
 ・環境、水辺の利用、自然公園的な利用、冬鳥の観察、水に近づける場所としての位置付けで考える

#### (2) 「改修記念公園」の議論・確認

直接、河川敷の生物に影響がないことから、影響が弱いとして基本的に使用を認めていく方向で良い。  
 使用状況から整備をした方がよい施設や駐車場の設置要望を考える。

#### (3) 意見書(調整原案)の作成

本日の議論をもとに事務局で意見書(調整原案)素案を作成する。  
 意見書(調整原案)素案を、竺委員長、寺川副委員長に送付し両者で調整し、意見書(調整原案)に仕上げる。  
 完成した意見書(調整原案)を事務局にいただき、事務局から各委員に送付し意見をいただく。  
 委員意見を第2回調整作業会で検討し、意見書(調整原案)を意見書(原案)に仕上げる。

### 4. 今後のスケジュール

#### (1) 本日(10月24日)から第12回河川保全利用委員会(12月5日)でのスケジュールの調整

・第12回河川保全利用委員会(12月5日)は決定しており、資料の作成期間を考慮して第2回調整作業会を決定。  
 ・スケジュールは、別紙4「委員会の今後のスケジュール」となった。

第2回調整作業会	開催日時: 平成18年11月24日(金) 13:30 ~ 16:30
	場所: ピアザ淡海(滋賀県立 県民交流センター)202会議室
第12回河川保全利用委員会	開催日時: 平成18年12月5日(火) 18:00 ~ 21:00
	場所: 野洲市中央公民館 第1集会室

以上

## 第2回 調整作業会議事録

第12回委員会  
資料3-2

### 作業会概要

審査表の審査結果の確認、および意見書(原案)を検討・作成するため第2回調整作業会を開催した。第1回調整作業会で作成した審査コメント集約表と意見書(調整原案)を委員に送付し意見を依頼した。審査コメント集約表は委員2名から、意見書(調整原案)は委員4名から意見が寄せられ、この意見を整理した資料をもとに、審査コメント集約表の確認、意見書(原案)を作成作業を行った。

また、今後の委員会予定として、委員の任期満了に伴う委員長・副委員長の人選の必要性 今後の審査案件の確認 委員会としての基本理念の作成 などを確認した。

開催日時 : 平成18年11月24日(金) 13:30 ~ 16:40

場 所 : ピアザ淡海(滋賀県立 県民交流センター)202会議室

参加委員 : 竺 文彦 委員長、寺川 庄蔵 副委員長、中井 克樹 委員

河川管理者 : 吉村 副所長、北川 占用調整課長、村田 占用調整係長

事務局 : (株)エース 土田 明、内田 淳介、奥村 真、島村 泰弘、志方 幸紀

### 作業会内容

#### 1. 審査コメント集約表の確認

##### (1) 審査コメント集約表の整理・検討

第1回調整作業会で作成した「審査表の審査結果のコメント」に対する委員意見を審査項目ごとに審議。審査表の全般的なコメントは、コメント集約表の下欄に整理して記載する。

「審査表の審査結果のコメント」は、全体的な判断を行い、第1回調整作業会のまとめ内容と同じとした。

##### (2) 審査コメント集約表の扱いの確認

審査コメント集約表は、委員会の中で非公開とした経緯から12回委員会の配布資料とはしない。

第12回委員会では、委員に参考資料として配布する。

占用者の守山市には、審査結果の参考資料として配布する。

#### 2. 意見書(原案)作成

##### (1) 意見書(原案)の整理・検討

4名の委員からの回答意見集約表を使用し、意見書(調整原案)の基本的内容、方向性の確認を行った。

参加委員で、回答のあった委員間で大きな意見の違いはないことを確認した。

このため、3つの公園を1件づつ記載文章を分かりやすく明確にする作業を実施した。

作業は、意見書(調整原案)の変更履歴を記載した中井委員提出資料をベースに文章確認の検討を行った。

検討した結果は、意見書(原案)として整理した。

##### (2) 各公園での共通確認事項

委員会としての意見要望は、3つの公園で同じ形で記載するように統一した言葉を使用する。

文章は、簡潔にするが、公園での違いがあれば記載内容を少し変更する。

結論を出していただく期間は、「おおよそ2年」とした。

草刈りは、「草丈をもう少し長く刈り残す」と残す長さを記載した。

##### (3) 小浜河川公園と川田河川公園における異なる記述の検討

公園の特徴をあらわす記述を行った。代表的には以下の内容となった。

施設利用者

小浜: 利用者は地域住民が中心であるため、地域に密着した利用者間の交流も図れている。

川田: 利用者は地域住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流も図れている。

【占用許可期限の更新についての意見】

小浜: 多目的広場などの占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態に変更する検討を行うよう指導すること。

川田: 占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態を含む施設に変更する検討を行うよう指導すること。

##### (4) 意見書(原案)の委員への送付

本日の結果を整理した形で意見書(原案)を作成して、各委員に対し28日までに事前資料配布を行う。

#### 3. 今後の委員会運営

##### (1) 今後の審査内容について

引き続き2年間の委員委嘱をするので、第12回委員会では、委員長、副委員長の人選を行う必要がある。

新規案件としてグライダーの審査を河川管理者から依頼する予定。グライダーの申請の地元公表は注意して扱う。

懸案事項である基本理念の審議とガイドラインについて委員会で詰めていくことにする。

第12回委員会は守山市の3案件の意見書審議をメインとし、今後の予定を話こととする。基本理念及びガイドラインの考え方については、その次の委員会で議論をする。(今までの整理をしておくこと)

委員が減ったこともあり国土交通省から滋賀県に、委員としての参加要請を再度行う。

##### (2) 今後のスケジュール

第12回河川保全利用委員会

開催日時: 平成18年12月5日(火) 18:00 ~ 21:00

場 所: 野洲市中央公民館 第1集会室

以上

平成 18 年 12 月 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二様

河川保全利用委員会  
委員長 竺 文彦

占用許可申請に対する意見書 (案)  
( 守山市 野洲川小浜河川公園 )

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵琶調第 28 号にて意見照会の  
ありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設  
の占用許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事  
項を具申いたします。

対象施設の概要

施設の名称	野洲川小浜河川公園
場 所	守山市小浜町地先 ( 右岸 1.2km 付近から 1.5km 付近 )
占用施設	多目的広場、緑地広場、坂路
申請者	守山市
占用面積	17,268.0 m <sup>2</sup>

## 1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、平成 13 年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづいて、河川改修時の「地域分断」に対応した地元交流の場として地元要望により平成 14 年に野洲川右岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、多目的広場、緑地広場であり、設置されて以降、施設利用について大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地域住民が中心であるため、地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況を見ると、多目的広場は利用され整備もされているが、この上流側にある緑地広場は整備状況から十分に利用されていないと見られる。また、野洲川河口部に近いため、この施設の駐車場を利用して、低水護岸上から魚釣りをする釣り人が多い。

当該箇所は、野洲川河口部に近い、河川敷の高水敷の占用箇所であり、とくに冬季には琵琶湖からの鳥類の飛来が多く見られる部分である。また、環境面を考えると、高水敷の全幅を占用した利用であるうえ、低水護岸が河川水面に接しているため、生物の生息環境をとくに縦断方向に分断する影響があると考えられる。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該多目的広場等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考えられる。

このため、土地を供出した開削河川である経緯や地域の強い要望がある現状から、すぐに対応することは難しい面はあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考えられる。

ただし、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する選択肢が考えられる。このような配慮が十分になされた場合には、継続占用は可能と考える。対話集会では、中州を観察する施設、ワンド構造の変更、水遊びの施設などの「川とのふれあい」の設置要望が寄せられていることから、従来のスポーツ・レクリエーション施設のみでなく、川遊びを含めた川とのふれあいができる自然公園的な施設など、「川でなければできない利用」を含め、利用形態の改善を検討されたい。おおよそ 2 年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えられる。

## 【占用許可期限の更新についての意見】

多目的広場の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。多目的広場などの占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し、河川管理者は協力すること。

代替地の検討または川とのふれあいへの検討の結果を確認するため許可期間を 2 年とすること。

## 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

定期的に占用施設の草刈りを実施しているが、草丈をもう少し長く残すなど生態系への配慮をすること。

2. 検討の経緯

平成 18 年 1 月 16 日		意見照会書の受理
平成 18 年 1 月 20 日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認
		委員による意見交換
平成 18 年 3 月 3 日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成 18 年 8 月 31 日	意見交換会	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成 18 年 10 月 3 日	委員会	委員による占用許可期間更新について協議

以上

平成 18 年 12 月 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二様河川保全利用委員会  
委員長 竺 文彦

## 占用許可申請に対する意見書(案)

( 守山市 野洲川川田河川公園 )

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵琶占調第 28 号にて意見照会の  
ありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設  
の許可期間の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事  
項を具申いたします。

## 対象施設の概要

施設の名称	野洲川川田河川公園
場 所	守山市川田町地先 ( 左岸 5.3km 付近から 5.9km 付近 )
占用施設	多目的広場、緑地広場、グランドゴルフ、坂路、管理道路
申請者	守山市
占用面積	34,152.40 m <sup>2</sup>

## 1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、平成 13 年に策定された「野洲川河川空間整備基本構想」にもとづき、平成 14 年に野洲川左岸の高水敷に設置されたものである。

占用施設は、多目的広場、緑地広場、グランドゴルフ場であり、設置されて以降、施設利用に大きな変遷はない。施設利用形態は自由使用が原則であり、利用者相互のルールで運用されている。利用者は地域住民を中心に他の地域の住民も利用しており、地域に密着した利用者間の交流も図れている。利用状況については、グランドゴルフ場の利用者が最も多く、整備も行き届いている。また、駐車場に車を止め、低水護岸を川まで降りて川遊びをする家族連れも見られる。

当該箇所は、河川敷の高水敷の全幅を占用した利用であり、生態系を含めた環境面を考えると、とくにグランドゴルフ場は占用区間が長く、生物の生息環境を縦断方向に分断する影響があると考えられる。

当委員会は、「川でなければできない利用」を尊重する観点から、当該スポーツ施設等は河川敷以外での設置・利用が可能であるため、河川敷への設置は妥当とはいえず、河川敷以外に設置すべき施設であると判断する。したがって、対象施設は、縮小、または堤内地で代替地を確保すべき施設であると考えられる。

このため、地域の要望や利用者の必要性が高い現状から、すぐに対応することは難しい面もあるが、代替地の確保または既存施設の規模の縮小を検討すべきであると考えられる。

ただし、占用を継続するひとつの方策として、利用形態を「河川とのふれあいを目指した水辺の総合的利用が可能な施設」に変更する選択肢が考えられる。このような配慮が十分になされた場合には、継続占用は可能と考える。従来のスポーツ・レクリエーションとしての利用のみでなく、川遊びを含めた川とのふれあいができる自然公園的な施設など、「川でなければできない利用」を含め、利用形態の改善を検討されたい。おおよそ 2 年を目途に結論を出していただきたい。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えられる。

## 【占用許可期限の更新についての意見】

スポーツ・レクリエーション施設の代替地の確保または規模の縮小の検討を行うよう指導すること。

占用施設の利用形態を、河川とのふれあいのできる利用形態を含む施設に変更する検討を行うよう指導すること。検討に際し、河川管理者は協力すること。

代替地の検討または川とのふれあい可能な利用形態への検討の結果を確認するため、許可期限を 2 年とすること。

## 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

占用施設の大きさに比べ駐車場確保面積が広いため、駐車場を縮小するか、舗装面に緑化ブロックを使用することで、裸地を減少させる環境配慮をすること。

定期的に占用施設の草刈りを実施しているが、草丈をもう少し長く残すなど生態系への配慮をすること。

トイレのスロープは木製などで周辺景観に配慮すること。

2. 検討の経緯

平成 18 年 1 月 16 日		意見照会書の受理
平成 18 年 1 月 20 日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認
		委員による意見交換
平成 18 年 3 月 3 日	委員会	申請者から申請理由・内容についての説明 委員による意見交換
平成 18 年 8 月 31 日	意見交換会	申請者から申請内容についての補足説明 委員による意見交換
平成 18 年 10 月 3 日	委員会	委員による占用許可期間更新について協議

以上

平成 18 年 12 月 日

国土交通省 近畿地方整備局  
琵琶湖河川事務所長 河村 賢二様河川保全利用委員会  
委員長 竺 文彦

## 占用許可申請に対する意見書(案)

( 守山市 野洲川改修記念公園 )

平成 18 年 1 月 16 日付け国近整琵琶占調第 28 号にて意見照会がありました下記占用許可施設について、河川管理者が対象施設の占用許可の更新の審査を行うに際し、下記の意見及び要望事項を具申いたします。

## 対象施設の概要

施設の名称	野洲川改修記念公園
場 所	守山市笠原町地先 (左岸 3.8km 付近)
占用施設	ゲートボール場、サッカー場、グランドゴルフ場
申請者	守山市
占用面積	23,097.01㎡

## 1. 委員会としての意見・要望

対象施設は、旧野洲川南流の締切箇所の堤防を安定させるためと、非常用土砂等を備蓄するために、堤防の裏側に盛土をした野洲川南流側帯に設置されたものである。

占用施設としては、昭和 63 年にゲートボール場、平成 8 年にサッカー場、平成 9 年にグランドゴルフ場が設置され、市民ニーズに応える形で自然とのふれあいとスポーツの普及を図る運動施設として利用されている。

当該箇所は、河川敷に位置しているが、高水敷ではなく堤防の堤内地側（側帯）に位置する部分の占用である。このため、「川でなければできない利用」の観点からは、河川の自然環境に与える影響は少ないと考えられる施設で、生物の生息環境の連続性を分断する恐れも少ないと判断する。

当委員会は、スポーツ施設等の本来河川敷以外で利用されるべき施設は縮小していくことが原則であるが、野洲川改修の歴史的経緯を経て昭和 63 年から設置され、多くの利用者があり広域的な利用者交流も図れている現状と、水害歴史を紹介する場としての観点から、継続使用が妥当と考える。さらに利用者の利便性を考慮した施設の有効利用と駐車場に関する改善を要望するものである。

したがって、当委員会は、下記の意見及び要望事項を付して、対象施設の占用許可期間更新が適当であると考えます。

## 【占用許可期限の更新についての意見】

グランドゴルフ場はあまり利用されておらず、維持管理も十分でない状態である。利用を図ることのできる形に仕様変更をするか、返却の検討をされたい。また、他の野洲川河川公園の代替候補地点として検討をされたい。

## 【占用許可期限の更新に関連する要望事項】

占用施設のための駐車場が設置されておらず、来場者は、道路上に駐車している。対話集会では、駐車場設置の要望が多く寄せられており、駐車場設置の検討をされたい。

## 2. 検討の経緯

平成 18 年 1 月 16 日		意見照会書の受理
平成 18 年 1 月 20 日	委員会	河川管理者から申請内容についての説明 対象施設及び周辺の現地調査確認
平成 18 年 3 月 3 日	委員会	委員による意見交換 申請者から申請理由・内容についての説明
平成 18 年 8 月 31 日	意見交換会	委員による意見交換 申請者から申請内容についての補足説明
平成 18 年 10 月 3 日	委員会	委員による意見交換 委員による占用許可期間更新について協議

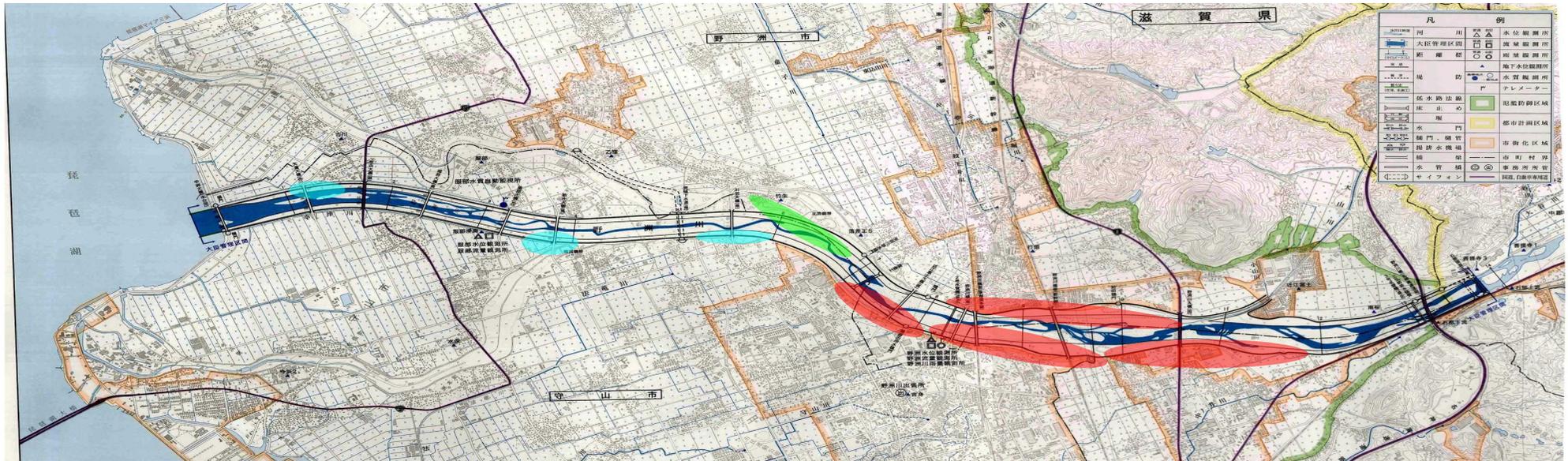
以上

資料5 - 1 今後の委員会運営、審議内容について(案)

委員会名称	委員会運営など全体事項	各河川の基本理念の検討	申請の諮問に対する審議	意見書の提出・許可手続き
第1回委員会 (H16年11月7日) 実施済み	委嘱状交付	各河川の現状説明 ・パークポイント説明		
第2回委員会 (H16年12月15日) 実施済み				
第3回委員会 (H17年1月19日) 実施済み				
第4回委員会 (H17年2月16日) 実施済み				
第5回委員会 (H17年6月24日) 実施済み				
第6回委員会 (H17年9月1日) 実施済み	河川管理者からの提示 ・河川敷地占用のあらし ・基本理念、ガイドラインについて	各河川の現状説明 現地調査に向けての説明 ・歴史・改修・利用の現況 ・自然環境	現地調査 現地視察、感想会	
第1回作業会 (H17年9月27日) 実施済み				
第7回委員会 (H17年10月14日) 実施済み				
第8回委員会 (H17年11月30日) 実施済み				
第9回委員会 (H18年1月20日) 実施済み				
第10回委員会 (H18年3月3日) 実施済み				
第1回対話集会 (H18年6月24日) 実施済み				
意見交換会 (H18年8月31日) 実施済み				
第11回委員会 (H18年10月3日) 実施済み				
調整作業会(1) (H18年10月24日) 実施済み				
調整作業会(2) (H18年11月24日)	委嘱状交付		守山市案件の審議(1) 河川管理者からの説明 審査案件の現地調査	
第12回委員会 (H18年12月5日)				
第13回委員会 (H19年1月中旬)				
第2回対話集会 (H19年2月下旬) 必要に応じて				
第14回委員会 (H19年4月中旬)				
第15回委員会 (H19年6月中旬)	基本理念の検討 ガイドラインの助言整理	基本理念の整理	H19年案件の審議(2) 申請者からの説明 審査案件の審査	
調整作業会 (H19年8月上旬)				
第16回委員会 (H19年9月下旬)				
調整作業会 (H19年8月上旬)				
第16回委員会 (H19年9月下旬)	基本理念の運用		H19年案件の審議(3) 申請者からの説明 審査案件の審査	
調整作業会 (H19年8月上旬)				
第16回委員会 (H19年9月下旬)	委員意見の調整作業会 委員意見集約・まとめ		H19年案件の審議(4) 意見書(案)の審議 今後の審査の意見交換	
第16回委員会 (H19年9月下旬)				

## 資料5 - 2 野洲川占用施設一覧

地点番号	件名	許可受ける	場所	占用面積 (m <sup>2</sup> )	占用許可期間	期間満了年度	主な施設	地点番号	件名	許可受ける	場所	占用面積 (m <sup>2</sup> )	占用許可期間	期間満了年度	主な施設		
	野洲川小浜河川公園	守山市	守山市小浜町地先	右岸	17,268.6	平成16年4月1日 ~平成19年3月31日	意見書提出 18年度	多目的広場 2面		野洲川ふれあい広場	野洲市、 守山市連名	守山市小鳥町字橋本地先 先-野洲市野洲字坂田地先	左岸	57,461.66	平成14年8月9日 ~平成21年9月30日	21年度	せせらぎ広場 ホタル広場 イベント広場 自由広場
	野洲川改修記念公園	守山市	守山市笠原町地先 (野洲川南流側帯)	左岸	23,097.0	平成13年4月1日 ~平成19年3月31日	意見書提出 18年度	ゲートボール場 7面 サッカー場 1面 グラウンドゴルフ場 1面		野洲川立入河川公園	守山市	守山市吉身五丁目字裏川原-立入町川原	左岸	92,641.37	平成13年1月16日 ~平成20年3月31日	19年度	多目的広場 1面 グラウンド 1面 (少年ソフトボール場兼用) バスケットコート 1面 野外ステージ 1面
	野洲川川田河川公園	守山市	守山市川田町地先	左岸	34,152.4	平成16年4月1日 ~平成19年3月31日	意見書提出 18年度	多目的広場 2面 緑地広場 1面 グラウンドゴルフ 1面		野洲川河川公園	野洲市	野洲市野洲地先-野洲市三上地先	右岸	137,529.99	平成10年4月1日 ~平成20年3月31日	19年度	健康広場 自由広場 中央広場 陸上競技場 グランドゴルフ場 芝生広場 ゲートボール場 バレーテニス兼用コート 2面 テニスコート 5面
	グライダー操縦訓練場	(財)日本学生航空連盟	守山市川田町地先	右岸	66,122.0	-	新規案件	滑走路 2面 滑空機 6機 曳航ウインチ・トレーラー		野洲川運動公園	粟東市	粟東市出庭字外川原付近	左岸	34,794.36	平成17年4月1日 ~平成20年3月31日	19年度	グランドゴルフ場 2面 ローンプレイフィールド テニスコート 4面 ソフトボール場 3面 陸上競技場



### 凡例

- : 意見書提出施設 (平成18年度)
- : 新規付託施設 (新規申請)
- : 既往許可施設